

令和8年度の国民健康保険事業費納付金の算定に当たり知事が定める係数等

- 国民健康保険事業費納付金の算定においては、「佐賀県国民健康保険法施行条例（平成30年条例第21号。以下「条例」という。）」及び「国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号。以下、「省令」という。）」の規定に基づき、毎年度知事が定めることとされている係数等がある。
- これら知事が定めることとされている係数等について、以下のとおりとしたので公表する。

項目	知事が定める係数等	根拠規定
医療費指数反映係数	0.2	条例第10条第1項
一般納付金所得係数	0.8971937429114	条例第10条第4項
後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.9255935797612	条例第11条第1項
介護納付金納付金所得係数	1.0131115411672	条例第12条第1項
子ども・子育て支援納付金納付金所得係数	0.8971937429114	条例第13条第1項
一般納付金被保険者均等割指数	0.6	条例第10条第7項
後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.6	条例第11条第4項
介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7	条例第12条第4項
子ども・子育て支援納付金被保険者均等割指数	0.7	条例第13条第4項
一般納付金基礎額調整係数	0.9604387398055	省令第10条
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.999999980241	省令第16条
介護納付金納付金基礎額調整係数	0.999999928376	省令第25条
子ども・子育て支援納付金基礎額調整係数	0.9999999767282	省令第25条の8